

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、中部農林振興事務所長から次のとおり公共測量を終了することについて通知がありました。

令和六年三月五日

奈良県知事 山下 真

一 測量の目的 公共測量（基準点測量、水準測量、路線測量及び現地測量）

二 測量の地域 桜井市大字笠

三 測量の終了年月日 令和六年一月三十一日